

産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない）に係る申請・届出の概要

	産業廃棄物収集運搬業			
申請等の種類	新規許可	更新許可	変更許可	廃止・変更届
内容	産業廃棄物収集運搬業を新規に営む場合に申請するもの	産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が許可の更新をする場合に申請するもの	産業廃棄物収集運搬業を営む事業者が許可を得ている事業範囲を変更する場合に申請するもの	産業廃棄物収集運搬業を営む事業者が事業の廃止又は環境省令で定める事項を変更した場合に届出するもの
該当条文等	法第 14 条第 1 項		法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 3 項
申請等の時期	審査に要する標準的な期間は 42 日間です。	有効期限の 3 ヶ月前から受け付けますので、有効期限の 42 日前までに申請して下さい。	審査に要する標準的な期間は 42 日間です。	廃止又は変更の日から 10 日以内（法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合は 30 日以内）
申請等の方法	持参（郵送による受付は行いません）			持参又は郵送
提出窓口	県内（和歌山市を除く。）の方は、各県立保健所（支所） 和歌山市及び県外の方は、循環型社会推進課			
お問い合わせ先	循環型社会推進課産業廃棄物班 TEL 073-441-2692 メールアドレス e0318003@pref.wakayama.lg.jp （県内（和歌山市を除く。）の方であれば、各県立保健所（支所）でもお問い合わせいただけます。）			
手数料	81,000円	73,000円	71,000円	無料
提出部数	県内（和歌山市を除く。）の方は、申請書 2 部、別紙及び添付書類 2 部（正 1 部、副 1 部） 和歌山市及び県外の方は、申請書 1 部、別紙及び添付書類 1 部（正 1 部） ※提出部数に申請者の控えは含みません。			

※「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のことを言います。

※審査に要する期間とは、申請書類一式の形式要件がそろってからの標準的な審査期間です。

特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含まない）に係る申請・届出の概要

	特別管理産業廃棄物収集運搬業			
申請等の種類	新規許可	更新許可	変更許可	廃止・変更届
内容	特別管理産業廃棄物収集運搬業を新規に営む場合に申請するもの	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が許可の更新をする場合に申請するもの	特別管理産業廃棄物収集運搬業を営む事業者が許可を得ている事業範囲を変更する場合に申請するもの	特別管理産業廃棄物収集運搬業を営む事業者が事業の廃止又は環境省令で定める事項を変更した場合に届出するもの
該当条文等	法第 14 条の 4 第 1 項		法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 3 項
申請等の時期	審査に要する標準的な期間は 42 日間です。	有効期限の 3 ヶ月前から受け付けますので、有効期限の 42 日前までに申請して下さい。	審査に要する標準的な期間は 42 日間です。	廃止又は変更の日から 10 日以内（法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合は 30 日以内）
申請等の方法	持参（郵送による受付は行いません）			持参又は郵送
提出窓口	県内（和歌山市を除く。）の方は、各県立保健所（支所） 和歌山市及び県外の方は、循環型社会推進課			
お問い合わせ先	循環型社会推進課産業廃棄物班 TEL 073-441-2692 メールアドレス e0318003@pref.wakayama.lg.jp （県内（和歌山市を除く。）の方であれば、各県立保健所（支所）でもお問い合わせいただけます。）			
手数料	81,000円	74,000円	72,000円	無料
提出部数	県内（和歌山市を除く。）の方は、申請書 2 部、別紙及び添付書類 2 部（正 1 部、副 1 部） 和歌山市及び県外の方は、申請書 1 部、別紙及び添付書類 1 部（正 1 部） ※提出部数に申請者の控えは含みません。			

※「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のことを言います。

※審査に要する期間とは、申請書類一式の形式要件がそろってからの標準的な審査期間です。